

衛生証明書発行申請書の記載例

(別紙様式5)

年 月 日

財団法人日本冷凍食品検査協会 理事長 殿

申請者：株式会社 日本冷凍食品
 住所：東京都港区芝大門 2 - 4 - 6
 氏名：代表取締役

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

* 通常は輸出者になります。氏名は申請に対して代表者等の責任を取れる方、印は原則社印や代表者印、部門またはその長の印が必要

衛生証明書発行申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

注意事項

1. 証明書には、原則本申請書の情報通り記載します。厚生労働省HPにある登録された施設情報と水産食品名、また自主検査証明書を既にお持ちの場合はその内容をご確認の上、整合性に注意して記入して下さい。
2. 原則日本語・英語を併記してください。スペルについても注意して下さい。
3. 別紙様式5の最後に書かれている申請書の記載に関する注意事項をよく確認の上記載して下さい。
4. 厚生労働省が定めた様式です。様式の内容を変更(削除、追加等)すると申請を受け付けられません。

1. 製品の詳細

品名(学名)

記載方法：「未加工品」「簡易な加工品」は当該食品の名称及び学名
 「それ以外の加工品」は商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称
 なお当該食品の名称、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称については施設登録した際の「水産食品名(旧要領)」または「輸出品目(新要領)」と同一になり、同様に自主検査証明書の名称にも同一の品名が求められます。
 冷凍品の場合「冷凍～(Frozen ～)」と記載。
 (衛生証明書申請書に記載する品名 = 登録した水産食品名(又は輸出品目) = 自主検査証明書の品名)

品名(学名)や形態の記載方法については大日本水産会のHPにある「対中国向け水産食品の衛生証明書に記載する品名(学名)の記載例について」「中国向け魚介類分類(魚類名)」「中国向け魚介類分類(生産形態)」を参考にして下さい。

<http://qc.suisankai.or.jp/yusyutsu/yusyutsu.htm>

記載例：生鮮ブリフィレー/Fresh Yellowtail Fillet (*Seriola quinqueradiata*)
 冷凍サンマラウンド/Frozen Pacific Saury Round(*Cololabis sarira*)
 冷凍魚肉ねり製品(はんぺん)/Fresh Fish Cake(HANPEN)
 (*Theragra chalcogramma, Isurus glaucus*)

産地

記載方法：「未加工品」の場合は捕獲地域、原料産地(水揚げ地)の都道府県名、最終保管施設の都道府県名、国名等のいずれかを記載。「加工品」は原料産地(水揚げ地)の都道府県名、最終加工施設の都道府県名、国名等のいずれかを記載。

記載例：オホーツク海/the Sea of Okhotsk
 兵庫県/Hyogo Prefecture Japan (Prefecture は Pref. と省略することも可能)
 アメリカ/the United States of America

捕獲地域

記載方法：製品の原料を捕獲した地域（水域、国名）を記載。
原料が外国または公海で捕獲された場合は水域名等
（例：ラウンドの魚の場合）
原料が外国で生産された食品の場合は生産された外国名または水域名
（例：製品がかまぼこの場合、すり身を生産した国名。船凍すり身を使用する場合水域名でもよい。）
原料がわが国で捕獲された場合はわが国で使用している一般的な水域名等

（衛生証明書申請書に記載する捕獲地域 = 自主検査証明書の捕獲地域）
水域名については水産庁の HP にある「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」を参考にしてください。 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisen.html>

記載例：オホーツク海 / the Sea of Okhotsk
カナダ / Canada
北西太平洋 / the Pacific Northwest
湾 / the Gulf of または Gulf

加工方法

記載方法：未加工品で生鮮品の場合「未加工（Non-processed）」冷凍品の場合「冷凍工程(Frozen や Freezing)」を記載。基本的には、加工工程をそのまま記載するが、加工品にあつては、製品が把握できる範囲の記載で構いません。外国でボイルした製品を日本国内で保管だけ行い輸出する場合、加工工程のあとに(Frozen only in Japan) と記載

記載例：
（冷凍ドレスの場合）頭落とし 内臓除去 冷凍 梱包/Head Off Gutting Freezing Packing for export
（冷凍魚肉ねり製品の場合）魚肉細切 練り 成形 加熱 梱包 冷凍/Silent Cutter Stirred with Food mixer(Kneaded by milling machine) forming Steaming Packing Freezing
（冷凍ラウンドの場合）冷凍 梱包/Freezing Packing for export 又は 冷凍/Frozen
（フィレの場合）頭落とし 内臓除去 3枚おろし 梱包/Head Off Gutting Fillet Packing
（ラウンドの生鮮品の場合）未加工/Non-processed
（外国でボイル、日本国内は保管のみの冷凍ボイル製品の場合）洗浄 ボイル 冷凍/Washing Boiling Freezing(Frozen only in Japan)

登録施設名（登録番号）及び住所

記載方法：厚生労働省の HP にある登録施設の名称と登録番号、住所を大文字、小文字、スペース、カンマ、ピリオドなど含めて登録どおりに記載。
未加工品は最終保管施設の情報を記載して下さい。
加工品は最終加工施設の情報を記載して下さい。
衛生証明書には未加工品は最終保管施設、加工品は最終加工施設の情報が記載されます。
（従来は全過程の登録施設の情報を記載していたため、衛生証明書には最終保管施設の情報が最終加工施設が最終保管施設である場合は最終加工施設 が記載されていました）
（衛生証明書申請書に記載する登録施設名（登録番号） = 自主検査証明書の登録施設名（登録番号））

輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）

記載方法：船名、便名、コンテナ番号や Shipping Marks（荷印）、B L、AWB など貨物の特定が可能になる物を記載

記載例：対中 555W 号 / TAICHU 555W
コンテナ番号 / Container No:AAAA1111111 . BBBB2222222

航空便 ANA777 便 2月17日 成田 上海 / ANA777 Feb.17 NRT-SHA
AWB 番号 / AWB No 123-45608901

封印番号（コンテナ等の封印番号）

記載方法： 封印番号は衛生証明書発行までに別紙様式 5 に記載して届出を行ってください。封印番号については日本語での記載は不要です。
（最初の提出時点で未定の場合は Undecided で仮提出し、決定後に正式提出して下さい）
無い場合は None とする。

記載例： EFG654321 None

輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所

記載方法：名前及び住所とも日本語/英語 必要。

輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所

記載方法：名前及び住所とも英語だけでOKです。

数量及びネットウェイト（kg）

記載方法：インボイスやパッキングリストと同じ数量、荷姿を記載してください。

（衛生証明書申請書に記載する荷姿（カートンなど）= 自主検査証明書の荷姿 荷姿を統一して下さい）
衛生証明書分割発行を希望される場合は、検査貨物（全貨物）の数量と今回衛生証明書に記載希望する貨物の数量（輸出数量）を記載して下さい。衛生証明書には輸出貨物の数量を記載します。
別途、衛生証明書分割発行申請書（別紙様式冷5-1）の提出が必要です。

記載例：（通常発行の場合）

10,080 カートン / 10,080C/T 100,800 kg （例えば C/T の場合、CT、Cartons などでも良いが、書き方を統一して下さい。）

10 ケース / 10C/S 98.5 kg

10 バッグ / 10Bags 100kg

（分割発行初回の場合）

分割発行初回

検査貨物 10,080 カートン / 10,080C/T 100,800 kg

輸出貨物 5,080 カートン / 5,080C/T 50,800 kg

（分割発行 2 回目以降の場合）

分割発行**回目 何回目か記載して下さい。

検査貨物 10,080 カートン / 10,080C/T 100,800 kg

輸出貨物 5,000 カートン / 5,000C/T 50,000 kg

生産年月日

記載方法：異なるものが存在する場合、すべて記載してください。

連続している場合は「月 日～月 日」でよいですが、連続していない場合は「月 日、月 日、月 日」としてください。

未加工の生鮮品については「漁獲年月日」、未加工の冷凍品については「冷凍年月日」を記載。
衛生証明書分割発行を希望される場合は、検査貨物（全貨物）の生産年月日と今回輸出する貨物の生産年月日を記載して下さい。分割発行 2 回目以降の場合、今回輸出する貨物の生産年月日を記載して下さい。衛生証明書には今回輸出する貨物の生産年月日を記載します。

記載例：（通常発行の場合）

2009 年 12 月 2 日、5 日、17 日～24 日 2010 年 1 月 4 日、5 日、7 日～14 日 /

2,5,17 - 24 Dec. 2009 4,5,7 - 14 Jan. 2010

（分割発行初回の場合）

検査貨物

2009 年 12 月 2 日、5 日、17 日～24 日 2010 年 1 月 4 日、5 日、7 日～14 日 /

2,5,17 - 24 Dec. 2009 4,5,7 - 14 Jan. 2010

輸出貨物

2009 年 12 月 2 日、5 日、17 日～24 日 /2,5,17 - 24 Dec. 2009

（分割発行 2 回目以降の場合）

輸出貨物

2009 年 12 月 2 日、5 日、17 日～24 日 /2,5,17 - 24 Dec. 2009

出発港

記載方法：未定の場合 未定 としてください。

記載例：横浜港 / Yokohama、成田空港 / Narita Airport、未定 / Undecided

到着港

記載方法：未定の場合 未定 としてください。

記載例：上海港 / Shanghai、北京空港 / Beijing Airport、未定 / Undecided

Shipperの名前（*）

記載方法：無い場合は 無し / None としてください。

貨物特定記号（Identification marks on the package）（*）

記載方法：無い場合は 無し / None としてください。

（*）については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

注意事項（2）

及び の荷姿（カートンやケースなど）がすべて同一でなければ原則的に同一製品にはなりません。同一製品として1年間有効の自主検査証明書を利用するために自主検査証明書に記載された内容と整合が取れている必要があります。同時に施設登録された内容とも整合が取れている必要があります。

4 誓約事項

（省略）

（申請書の記載に関する注意事項）

- 1．記入は日本語、英語併記によること。
- 2．申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。
- 3．「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の学名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。